

(平成25年1月30日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大分地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件

大分国民年金 事案 905

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から46年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から46年4月まで

私は、高校卒業後、それまで勤めていた厚生年金保険のある会社を退職し、社会保険の無い事業所に勤務するようになったので、国民年金に加入した。昭和46年5月29日に市役所に行って未納となっていた国民年金保険料をまとめて納めたと思うので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、当該手帳記号番号前後の被保険者記録から、昭和44年7月頃に払い出されていることが推認でき、申立人が市役所に行って国民年金保険料をまとめて納付したとする46年5月の時点において、申立期間は過年度納付及び現年度納付可能な期間である。

また、市は、「申立期間当時、市役所の窓口で手書きの過年度納付書を渡し、市役所内の金融機関で納付するよう指導していた。」旨回答していることから、申立人の主張に不自然さは感じられない。

さらに、申立期間は13か月と比較的短期間であり、申立期間の直前の期間に係る保険料と併せて納付していたと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

大分厚生年金 事案 1219

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和50年4月1日に、資格喪失日に係る記録を同年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月1日から同年6月1日まで

私は、昭和50年4月1日に正職員として採用予定だったが、その年に採用された者は皆同年4月1日から同年6月1日までの期間においては臨時的任用職員として雇用されており、私も同様に当該期間においてA事業所に臨時的任用職員として勤務した後、同年6月1日付けで正規職員として採用された。私の同期は臨時的任用職員として採用された当該期間における厚生年金保険の被保険者記録が確認できるのに、申立期間において私の厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことに納得できない。

申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B事業所が保管する職員記録から、申立人は昭和50年4月1日から同年6月1日までの期間において臨時的任用職員としてA事業所に勤務した後、同日、正職員に採用されたことが確認できる上、オンライン記録によれば申立人はC共済組合の組合員の資格を、同日、取得したことが確認できる。

また、申立期間当時、A事業所において社会保険事務を担当していたとする同僚は、「申立人は正規職員として採用することを前提として採用された臨時的任用職員であり、通常の臨時的任用職員とは異なり、4月に採用した当初から厚生年金保険に加入させていたと思う。」と供述している上、申立人と同様

にA事業所において採用当初に臨時的任用職員としての人事記録が確認でき、当該臨時的任用職員の雇用期間が終了後、引き続きC共済組合の記録が確認できる同僚は、「私は、A事業所に臨時的任用職員として数か月勤務した後、正規職員として採用された。当初から正規職員として採用される前提であったので、臨時的任用職員として勤務した期間においては人事の人が厚生年金に加入させてくれていたと思う。」旨供述しているところ、同人については、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により当該臨時的任用職員としての雇用期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

申立期間の標準報酬月額については、申立人が申立人と同時期にB事業所において採用されたと記憶する同僚（申立人と同様に臨時職員名簿から昭和50年4月1日に臨時的任用職員としてB事業所の他の部署に配属されたことが確認でき、後に同事業所に正規職員（初級職）として採用されたことが推認される同僚）の記録から6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B事業所は、「当時の文書の保存期間が経過しているため、資料は存在しないが、同事業所における『臨時的任用職員の管理に関する規程』において臨時的任用職員の社会保険に関する取扱いが規定されていること等から、申立人の給与から保険料を控除し納付する事務は適正に行われていたと考える。」と回答しているものの、前述の被保険者原票に申立人の記録は確認できず、健康保険整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない。また、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和50年4月から同年5月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を3万6,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年11月1日から37年10月1日まで

私がA社（後のB社）に継続して勤務した期間のうち、申立期間の直前における同社本社において勤務した期間に係る標準報酬月額は3万6,000円と記録されているが、申立期間において勤務した同社C営業所における申立期間の標準報酬月額は1万6,000円と記録されている。

しかしながら、A社C営業所には係長に昇進することに伴って異動したものであり、給与が大幅に減少することは考えられない。

申立期間に係る標準報酬月額の記録を3万6,000円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社C営業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は1万6,000円と記録されていることが確認できる。

しかしながら、B社C営業所が保管する厚生年金被保険者台帳において、申立人の申立期間における標準報酬月額は20等級（3万6,000円）と記載されていることが確認できる。

また、当該厚生年金被保険者台帳に記載されている申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び同資格の喪失日の記録、並びに昭和37年10月、38年10月及び39年10月の定時決定における標準報酬月額の記録は、いずれも、A社C営業所に係る前述の被保険者名簿及び同被保険者原票の記録と一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が主張する標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

申立期間の標準報酬月額については、前述の厚生年金被保険者台帳の記録から3万6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年4月から13年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできないとともに、15年4月から17年3月までの国民年金保険料についても、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成11年4月から13年9月まで
② 平成15年4月から17年3月まで

私の国民年金は、会社を退職した平成4年5月頃に妻が加入手続をし、国民年金保険料も妻が夫婦二人分を一緒に納付していた。

申立期間①については、平成7年頃から妻と別居していたが、13年9月までの国民年金保険料は妻が納付したはずなので、未納とされていることに納得できない。

申立期間②については、社会保険事務所（当時）の職員が自宅に来て免除申請手続をした時に平成15年度からの免除申請手続である旨説明を受けたことを記憶しているので、申請免除期間となっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について

申立人は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたとする申立人の元妻は、「夫婦二人分の保険料をいつまで納付していたか覚えていない。」旨供述しており、同人の記憶も曖昧であり、申立人の国民年金保険料の納付状況等が不明である上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、オンライン記録によると、申立人は申立期間①を含む平成9年7月から17年3月までA県国民年金基金に加入していることが確認できるところ、同基金は、申立期間①を含む11年4月から17年3月まで未納となって

いる旨回答しており、オンライン記録と一致している。

2 申立期間②について

申立人は、「免除申請の手続は、社会保険事務所（当時）の職員が自宅に来た時に1回と、郵送で2回くらいしたと思う。」旨主張しているところ、オンライン記録から平成18年5月に17年4月から同年6月までの期間及び同年7月から18年6月までの期間の免除申請手続（翌年度以降は継続申請手続）されていることが確認でき、B年金事務所は「平成22年8月以降に申立人と免除手続について手紙でやり取りをした事跡がある。」旨回答していることからすると、申立人が免除申請手続を行った時期を錯誤している可能性も否定できない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除申請していたことを示す関連資料（国民年金保険料免除申請承認通知書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が免除申請されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 申立期間①及び②は、平成9年1月の基礎年金番号導入後であり、当該期間の国民年金の事務処理については、記録管理業務がオンライン化され、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が図られたことから、申立人のオンライン記録に記録漏れや記録誤り等が複数回生じる可能性は極めて低いと考えられる。

4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを認めることはできないとともに、申立期間②の国民年金保険料が免除されていたものと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 1221

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 10 月 1 日から 36 年 8 月 1 日まで

私がA社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額は1万円と記録されており、実際に支給されていた報酬額と比較して低く記録されている。

年金事務所から、申立期間の標準報酬月額は、紙台帳に「10ー」と記載されており、これは1万円の標準報酬月額であることを示しているため、記録は正しいとする旨の説明を受けたが、申立期間直前の期間における標準報酬月額は10等級（1万4,000円）及び申立期間直後の期間の標準報酬月額は1万8,000円と記録されており、申立期間において給与が下がったり、その後8,000円も上がったりの記憶も無いので、明らかに不自然な記録となっている。

申立期間において紙台帳の標準報酬月額の記録は等級により表示されているはずなので、申立期間の標準報酬月額を10等級（1万4,000円）に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準報酬月額について「等級により表示されているはず。」と主張しているところ、A社に係る事業所別被保険者名簿において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は「10ー」と記載されていること、及びオンライン記録において1万円と記録されていることが確認できる。

また、厚生年金保険法の一部を改正する法律（昭和35年法律第17号）の施行により、昭和35年5月1日から標準報酬月額の等級改定が行われたことに伴い、社会保険事務所（当時）における事務処理上、紙台帳等の標準報酬

月額記載方法が「標準報酬等級」から「標準報酬月額」に変更されているところ、A社を管轄していたB年金事務所（当時はC社会保険事務所）は、申立期間に係る標準報酬月額の記載方法について「等級表示と区別するために月額表示には数字の後に『一』を記入することがD県では一般的に行われていた。」と回答しており、前述の被保険者名簿の記録から、申立期間において標準報酬月額の改定記録が確認できる同僚全員に、標準報酬月額を表す数字の後に「一」と記載されていることが確認できる上、当該同僚らの標準報酬月額の記録とオンライン記録は一致していることが確認できる。

さらに、B年金事務所は、標準報酬月額の表示方法を変更した時期について「A社の前後の事業所番号の事業所を検証した結果、少なくとも法改正（昭和35年5月1日）以降は月額表示に変更されている。」と回答している。

加えて、申立人は、「申立期間において給与が下がった記憶は無く、また申立期間後に8,000円も給与が上がった記憶も無い。」と供述しているが、i) 前述の被保険者名簿において、昭和35年10月における定時決定の記録がある81人のうち、31人（申立人を含む。）の標準報酬月額が従前に比べて減額になっていることが確認できる上、36年8月の随時改定時における標準報酬月額が従前に比べて8,000円上がっている者は申立人を含め4人確認できること、ii) 申立人が同じ部署で勤務していたと記憶している複数の同僚の申立期間に係る標準報酬月額は、前述の被保険者名簿により、申立人と同額であることが確認できることなどから判断すると、申立人の標準報酬月額のみが低額に記録されているという事情は見当たらない。

その上、適用事業所名簿によると、A社は厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間における報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認できる関連資料及び事業主供述を得ることができない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 3 月 5 日から 49 年 2 月 16 日まで

私の A 社に係る厚生年金保険の被保険者期間について、脱退手当金が支給済みの記録とされていることに納得できない。

私は、脱退手当金を請求も受給もしていないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が記されている上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、同社に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約 2 か月後の昭和 49 年 4 月 9 日に支給決定されているなど、社会保険事務所（当時）における一連の事務処理に不自然さはいかたがえなくない。

また、i) 前述の被保険者原票において、申立人の健康保険整理番号前後の女性被保険者のうち、申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者の資格喪失日である昭和 49 年 4 月 9 日の前後 2 年以内に資格喪失したことが確認できる者であって脱退手当金の支給要件を満たしている者は、申立人を含めて 8 人見受けられるところ、申立人を含む 5 人に脱退手当金の支給記録が認められ、その全てが資格喪失後 3 か月以内の支給となっていること、ii) 脱退手当金の支給決定日が同一となっている者が申立人を含めて 2 組見受けられること、iii) 前述の被保険者原票により脱退手当金の支給記録が確認できる同僚から事業主による代理請求をうかがわせる供述が得られたことなどを踏まえると、当該事業所においては事業主による代理請求が行われていたことがうかがえ、申立人についても、事業主による脱退手当金の代理請求がなされた可能性を否定できない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 1 月頃から 13 年 7 月頃まで

私は、平成 10 年 1 月頃から 13 年 7 月頃までの期間において、A 社（現在は、B 社）に勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社から提供された申立人に係る人事管理簿及び申立人に係る雇用保険の加入記録から判断すると、申立人が申立期間のうち平成 12 年 6 月 2 日から 13 年 6 月 30 日までの期間において A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B 社は、「申立人を社会保険に加入させていない。」旨回答しているところ、前述の人事管理簿の社会保険区分欄には「行わない」と記載され、厚生年金取得日欄、基礎年金番号欄及び厚生年金基金加入者番号欄に記載は無い上、当時、A 社が加入していた C 厚生年金基金は、「申立人について、申立期間に該当する加入員記録は無い。」旨回答している。

また、B 社から提供された申立人に係る平成 13 年 2 月分から同年 6 月分までの期間に係る給与明細書（控）において、厚生年金保険料はいずれの月においても控除されていないことが確認できる上、申立人が所持する預金通帳において、A 社から振り込まれたと確認又は推認できる 12 年 10 月 16 日、同年 11 月 16 日及び同年 12 月 18 日付けの給与振込金額は、いずれも厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる前述の給与明細書（控）に記載されている差引支給額とほぼ同額となっている。

さらに、申立期間のうち平成 10 年 1 月頃から 12 年 6 月 1 日までの期間については、A 社に係るオンライン記録で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚は、申立人の勤務時期を記憶していない旨の供述をしてい

ること、及び申立期間のうち13年7月1日から同年8月1日までの期間については、申立人について申立事業所とは別の事業所に係る雇用保険の加入記録が確認できることなどの事実があり、当該両期間における申立人の同社における勤務実態を確認することができない。

加えて、オンライン記録によると、申立人は申立期間において、国民年金に加入し、国民年金の免除申請を平成9年5月30日、10年5月26日及び13年5月31日にそれぞれ行い、申立期間のうち10年1月から11年3月までの期間、及び13年4月から同年7月までの期間については、国民年金の申請免除期間として記録されていることが確認できる。

その上、申立人は、申立期間のうち平成10年12月17日から13年8月1日までの期間においてD市の国民健康保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。